

平成22年度第1回日本獣医師会理事会の開催

平成22年度第1回理事会が、平成22年5月28日、日本獣医師会会議室において開催された。

本会議では、協議事項として、①「新公益法人制度移行に向けての対応の件」、②「宮崎県下における口蹄疫発生の現況と対応等の件」、③「役員の追加選任の件（経過と対応）」、④「2010動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件」について協議し、了承され、次に議決事項として、①「第1号議案 日本獣医師会において「獣医師会活動指針」を定める件」、②「第2号議案 団体合併及び新公益法人制度移行に伴う日本獣医師会関係規程の見直し等の件」、③「第3号議案 第67回通常総会における日本獣医師会会長感謝状の授与の件」、④「第4号議案 第67回通常総会に次の議案を付議する件」、⑤「第5号議案 賛助会員入会の件」について異議なく可決承認され、続いて報告事項として、①「日本動物保護管理協会の吸収合併の経過と対応報告の件」、②「職域別部会の委員会活動報告の件」、③「業務運営概況等の件」、について報告され、連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画の件」が説明された（第1回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成22年度第1回日本獣医師会理事会の議事概要

I 日 時：平成22年5月28日（金） 14：00～17：30

II 場 所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会 長】山根義久

【副 会 長】藏内勇夫、中川秀樹

【専務理事】大森伸男

【地区理事】波岸裕光（北海道）

砂原和文（東 北）

高橋三男（関 東）

村中志朗（東 京）

駒崎精彌（中 部）

谷 達雄（近 畿）

湊 恵（四 国）

麻生 哲（九 州）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

細井戸大成（開業（小動物））

榛葉雅和（畜産・家畜衛生）

森田邦雄（公衆衛生）

【監 事】岩上一紘、玉井公宏

（欠 席）瀧口次郎（中 国）

穴見盛雄（開業（産業動物））

横尾 彰（家畜共済）

IV 議 事：

【協議事項】

- 1 新公益法人制度移行に向けての対応の件
- 2 宮崎県下における口蹄疫発生の現況と対応等の件
- 3 役員の追加選任の件（経過と対応）
- 4 2010動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件

【議決事項】

第1号議案 日本獣医師会において「獣医師会活動指

針」を定める件

第2号議案 団体合併及び新公益法人制度移行に伴う
日本獣医師会関係規程の見直し等の件

第3号議案 第67回通常総会における日本獣医師会
会長感謝状の授与の件

第4号議案 第67回通常総会に次の議案を付議する件
第1号議案 平成21年度事務事業及び決算報告の
件

第2号議案 平成22年度事業計画（案）及び収支
予算（案）の件

第3号議案 平成22年度会費及び賛助会費の件

第4号議案 役員の追加選任の件

第5号議案 賛助会員入会の件

【報告事項】

- 1 日本動物保護管理協会の吸収合併の経過と対応報告の件
- 2 職域別部会の委員会活動報告の件
- 3 業務運営概況等の件

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画の件

V 会議概要：

【会長挨拶】

冒頭、山根会長から次の挨拶がなされた。

ご承知のとおり、ありとあらゆるところで口蹄疫の話題があふれているが、このような状況の中で改めて獣医師の職務の重要性を再認識したところである。今、現場は混乱した状態にあると伺っており、国、自治体及び獣医師会が連携した危機管理体制の構築が急務である。狂犬病についても、島国である日本への侵入の可能性を考慮すれば、このような危機管理体制の構築が最も重要と考える。今回のように一度発生すると、被害も多大であり、各省庁とも具体的な申し合わせをする必要があると

考えている。宮崎県獣医師会の江藤会長をはじめ、九州地区獣医師会連合会の各県の会員の方々には大変なご苦勞をいただいていることに心より感謝申し上げますとともに、敬意を表する次第である。

一方、明るい材料は、大阪市獣医師会に続き、新潟県獣医師会が2番目となる公益社団法人の認定を得たことである。県の獣医師会としては初めての認可であり、県と市という立場の異なる獣医師会が認可を得たことで、他の獣医師会にとっても、追い風になるものと大いに期待している。

本日の議事内容は、第67回通常総会に係る議案が中心であり、慎重な審議を依頼するとともに、協議内容は、地方において構成獣医師への周知徹底に努めていただきたい。

【議長就任・議事録署名人の選任】

続いて、山根会長が議長に就任し、村中、榛葉両理事を議事録署名人に指名して会議が次のとおり行われた。

【協議事項】

1 新公益法人制度移行に向けての対応の件

大森専務理事から、本会の対応として、前回理事会で協議したスケジュールに基づき、平成23年度において公益社団法人の認定申請を行いたい旨を平成22年度事業計画に示し、本理事会及び第67回通常総会に上程し、申請手続きのための認定基準適合等の点検・整備に努めることについて事実上の決議を求めるとしたい。地方獣医師会の動向と公益認定申請に向けて、全国獣医師会事務事業推進会議、全国獣医師会会長会議、職域総合部会総務委員会等での協議・連携を推進したい。なお、新公益法人制度における全国申請状況（平成20年12月1日～22年3月31日）として、移行認定申請（公益認定申請）が478件、移行認可申請（一般法人認可申請）が127件、公益認定申請（新たに一般人となった団体が公益認定を申請）が57件であり、認可団体は国所管が4%、都道府県所管が1.7%である。公益法人協会では、特例社団・財団法人のうち公益認定を得た286団体（3月31日現在）の業種別分類したが、その中で環境保護団体等（環境・自然保護、遺跡保全、動物愛護等）として、日本愛玩動物協会、業界団体（業界設立団体）として、日本動物病院福祉協会、同一資格者団体（職能）として、大阪市獣医師会、新潟県獣医師会が記載されている旨が説明され、了承された。

2 宮崎県下における口蹄疫発生の現況と対応等の件

(1) 大森専務理事から、これまでの発生と防疫対応の現況等が説明された後、獣医師会の主な対応として、①当面、業務執行幹部会（三役会議）を中心に協議、地元宮崎県獣医師会とも連携の上、対処する、②本会から、獣医師会関係会員に対し、口蹄疫臨床診断と衛生管理の

農家指導の徹底等を要請するとともに、獣医師会関係会員、その他家畜衛生関係者等に対する防疫、衛生管理指導情報等を逐次提供する（5月20日には、急告として、地方獣医師会あて、地方獣医師会会員獣医師への宮崎県下における口蹄疫発生に対する対応状況を通知）、③宮崎県獣医師会においては、県家畜防疫員による防疫活動に対する支援を精力的に実施している、④本会から宮崎県獣医師会関係者が実施する県防疫活動支援に要する経費（現地防疫活動費、防疫用資材購入費充当経費）を宮崎県獣医師会に対し支援、防疫支援要員の派遣については現地の受け入れ状況を踏まえた上で対応（現在、死体埋却地の確保後、ワクチン接種家畜の殺処分処置が予定されている状況において、このたび防疫活動支援要員の現地からの要請により、第1陣として、長崎県獣医師会3名、本会1名の派遣が決定）等した旨が報告され、続けて防疫活動推進にあたっての課題等として、特に本会においては、①これまでの口蹄疫、BSE、トリインフルエンザ等の発生や都道府県・全国家畜畜産物衛生指導協会の畜産団体への吸収合併の事態を契機に、②都道府県、市町村、獣医師会、農業共済等の農業団体、開業民間獣医師、家畜飼養者による地域家畜防疫、衛生ネットワーク体制の整備の必要性を提言・要請してきたところ（畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会における報告・提言等のとりまとめと要請活動。）である旨が説明された。

(2) 質疑応答として、①開業獣医師から、「日本獣医師会は現地の産業動物診療獣医師を支援しないのか」との連絡等があったが、現在、国の家畜防疫のシステムによる対応がなされおり、要請に応じ対応ができるよう準備を整えている段階である旨回答し、理解を求めた。また、現場では、農場からの鶏の搬出等も、発生地域を通過して処理場等を往来する、牛の予防ワクチン接種の是非等の対応も二転三転する等、自治体の対応に危機感が感じられないとの意見もある。一方、消毒薬の輸入については、現場の九州に一括納入すれば効果的に配分されると思われるが、全国からの要求を受け、商社等が個々に備蓄している状況であり、梱包単位も多く、大量に購入する必要があるという。このような状況下で、現場の診療獣医師は自分が診てきた家畜を処分するという精神的な負担を負っており、さらに今後、処分により家畜がいなくなれば、生活面で多大な影響を被る。このような現状を理解いただき、獣医師会としても支援を検討願いたい。②当県獣医師会では、総会の決議に基づき、現場の農家、獣医師へ義援金を贈ったところであるが、日本獣医師会からも地方獣医師会へ義援金の取り組みを依頼をお願いしたい旨の要望があり、①については、山根会長から、獣医師会が先頭に立ってリーダーシップを発揮すべく、現地へ申し入れているが、現状では獣医師が充足している旨回答を得ており、引き続き現場と連絡を密に

しながら、協力要請に応じたい。義援金等については、今後、現地の診療獣医師にとって最も効果的な支援になるものと思われ、早急に検討したい。②については、大森専務理事から、我々の義援金は、現場で一番苦勞されている宮崎県獣医師会の活動経費として活用いただくことが、本来の趣旨と考え、先日、200万円を支援したが、宮崎県獣医師会では、十分な金額で心苦しいとして、宮崎県への贈呈を打診した。県では人を特定した義援金は受けづらいとのことであった。本会の200万円のうち100万円に、宮崎県獣医師会からの200万円を加え、県の畜産農家の支援も含めた一般の義援金として、県へ贈呈され、残りの100万円は本会の申し出どおり、諸々の支援活動に従事する宮崎県獣医師会の各支部の要員に対する支援に活用するとのことであった。現場から防疫活動に関して金銭面では充足しているとのことだが、今後、発生地域では家畜がいなくなることを想定すると、開業獣医師の生計の確保等、次の段階の支援が必要となる。募金に応じた方の意向が反映されるような義援金のあり方を考慮したい旨が説明され、了承された。

3 役員の追加選任の件（経過と対応）

大森専務理事から、これまでの対応の経過として、①第1回役員選任管理委員会（平成22年4月13日）を開催し、第67回通常総会における役員選任（職域理事：動物福祉・愛護担当 1人）に係る手続き等の確認、役員候補の推薦から候補者公示までの対応を協議し、②役員選任管理委員会委員長から地区獣医師会連合会会長あてに候補者の推薦依頼通知を行った。今後のスケジュールとして、①役員候補者の推薦手続（選任期日の30日前までに、地区獣医師会連合会会長が役員候補者を役員選任管理委員長あて）を経て、②第2回役員選任管理委員会（6月1日）の開催（役員候補者の確認、決定）した後、③役員候補者の公示（選任期日の7日前までに役員選任管理委員会は、役員候補者の氏名等を地方獣医師会（会員）に送付）を行い、④役員の選任（公示した役員候補者について、第67回通常総会で承認を得る）する旨説明され、了承された。

4 2010動物感謝デー in JAPAN開催計画の件

中川副会長から、本年度は、開催テーマを「一人と動物の健康は一つ。そして、それは地球の願い—」とし、平成22年10月2日（土）、駒沢オリンピック記念公園（中央広場）にて開催することとし、2万5千人の参加を見込んでいる。催事の運営については、昨年同様、公募により選定した企業に委託することとし、現在、実行委員会（山根義久委員長）、企画運営委員会（林良博委員長）で実施内容を逐次検討しているが、新たに狂犬病予防法制定60周年記念「World Rabies Day」事業との

合同企画（狂犬病予防に関する普及啓発、市民公開講座（日本獣医学生協会、動物看護職協会等による寸劇等）、動物飼育の効用・効能の普及啓発「動物とともに生きる」等の企画を計画している。なお、事業予算収入は2,000万円、支出は2,800万円を見込んでおり、協賛金は1口3万円以上とする。本年も獣医師が一丸となって取り組んでいる姿をPRできるよう、すべての地方獣医師会の積極的な参加を依頼したい。続いて、大森専務理事から、前日は全国獣医師会会長会議（事務局責任者にも出席を依頼）を開催し、終了後、出陣式を兼ねて日本獣医師会・地方獣医師会その他関係者懇談会を開催する旨説明された後、質疑応答として、日本獣医師会の負担金についての確認がなされ、中川副会長から支出の事業運営管理費（800万円）が本会の負担金である旨説明され、了承された。

【議決事項】

第1号議案 日本獣医師会において「獣医師会活動指針」を定める件

(1) 大森専務理事から、現状として、獣医師の職業倫理達成の指針として「獣医師の誓い—95年宣言—」は定められているが、今回、会として活動の指針を定めることとし、その必要性としては、①動物保護管理協会の吸収合併に伴い、今後、本会、地方獣医師会とともに、獣医師会活動を通じた動物の福祉・愛護関係業務の一層の展開を図る必要がある、②新公益法人制度への移行として、地方獣医師会と共に獣医師会活動そのものを公益目的事業として位置づけ、各会員結束のもとに事業推進基盤の強化を図る必要がある、③我々の獣医師会活動を推進する上で、国民的理解とともに、動物関連産業界、そして大学・研究機関、行政当局との連携・支援の確保が必要であり、「動物感謝デー in JAPAN」等の普及啓発事業をこれらの連携の中で推進する必要がある。④獣医療の果たすべき役割ということの中で、国際的にも「ひとつの健康」の考え方が提唱され、獣医学・医学・生態学との連携により保全医学という新しい学問領域が芽生え、地球環境の保全、国民生活の安全・安心確保に対する獣医師及び獣医療の一層の寄与が求められることにある旨が説明された後、「活動指針（案）」が読み上げられた（注：「日本獣医師会・獣医師活動指針」については、改めて制定の経過を含め、本誌第63巻第8号に掲載することとしている）。

(2) 質疑応答として、①「動物と人の健康は一つ。」と動物が先になっているが、その理由は何か。②「動物と人の健康は一つ。それは地球の願い。」の英訳を「One World-One Health」とするのであれば、5番目の項に「動物と人の健康は一つ。それは地球の願い。（One World-One Health）」とすれば、日本語の記載は、英訳すると同じ内容を意味することが明確になるの

ではないかとの質疑等があり、①については、大森専務理事から、獣医師会として活動を展開する上での理念からすると、やはり「動物」を先にする方が好ましいし、野生動物保全協会の登録商標との関係も考慮する必要がある。②については、山根会長から、「動物と人の健康は一つ。」という記述が、世界的に提唱されている「One World-One Health」であることは原案で十分理解できると思われる旨説明され、本議案は異議なく承認された。

第2号議案 団体合併及び新公益法人制度移行に伴う日本獣医師会関係規程の見直し等の件

大森専務理事から、動物保護管理協会の吸収合併による同協会の事務・事業の承継及び新公益法人制度移行に伴う見直しを行い、①従来、同協会において毎年度関係要綱を定めていた事業について、公益目的事業として円滑に推進するため日本動物児童文学賞事業実施要領を新たに制定するとともに、②新公益法人制度移行に伴い、現行の中村 寛獣医学術振興基金運営規程を見直し、本会が事業の一部実施を明確にする等した中村 寛獣医学術振興資金運営規程として新たに制定する旨が説明され、本議案は異議なく承認された。

第3号議案 第67回通常総会における日本獣医師会会長感謝状の授与の件

大森専務理事から、総会において、①平成21年度学会年次大会の開催を受託し、多大なる尽力により、開催地区の特長を發揮され盛會に導かれた宮崎県獣医師会、②会員の加推進を通じ、獣医師会組織の強化に顕著な実績を上げた（会員数について、対前年同期比伸び率10%以上、直近年度の3年間を連続して3%以上増加）名古屋市獣医師会に、それぞれ会長感謝状を授与したい旨が説明され、本議案は異議なく承認された。

第4号議案 第67回通常総会に次の議案を付議する件

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 平成21年度事務事業及び決算報告の件 |
| 第2号議案 | 平成22年度事業計画（案）及び収支予算（案）の件 |
| 第3号議案 | 平成22年度会費及び賛助会費の件 |
| 第4号議案 | 役員の追加選任の件 |

(1) 大森専務理事から、第67回通常総会に付議する事項として、第1号から第4号の上程議案について、資料に基づき説明され、特に収支予算書は、新・新公益法人会計基準に基づき正味財産増減計算書方式により整理した旨報告された。その中で玉井代表監事から、5月27日、28日、平成21年度における事務事業の実施状況及び会計状況について会長から提出された、事業実施報告、収支計算書、財産目録等、一般会計及び特別会計について諸帳簿、証拠書類について監査した結果、いずれも定款、その他の規程に従い適正に処理されていた旨の

監査報告がなされた後、会務の執行、会計の処理状況は着実かつ堅実に実施されている旨、特に総会において各地方獣医師会長にも理解いただく予定だが、各地区理事におかれても地元への理解に努めていただき、このたびの口蹄疫により社会から獣医師会が注目されている状況の踏まえ、組織強化の推進に努めていただきたい旨依頼された。

(2) 質疑応答として、①収支予算書内訳表の「収益事業等会計」の「等」には、共益事業も含まれると理解するのか。②「経常費用」の「事業費」に「雑費」が計上されているが、従来どおり「管理費」に計上すべきものではないのかとの質疑があり、大森専務理事から、①については、新公益法人ガイドラインには、公益法人会計基準では「共益事業等会計」ではなく、「収益事業等」と記載するよう整理されている。②については、従来、銀行等の振込・送金手数料等も計上されていたが、今年度はこれらを除いた額を事業費に係る雑費、管理費に係る雑費として一定の案分比率で振り分けたものと理解いただきたい旨が説明された後、本議案は異議なく承認された。

第5号議案 賛助会員入会の件

大森専務理事から、動物保護管理協会の吸収合併に伴う、本会賛助会員入会の要請に基づき申込みを行った元同協会賛助会員等、団体賛助会員8団体の他、個人賛助会員1名及び学生賛助会員1名について、入会の承認を求めた後、本議案は異議なく承認された。

【報告事項】

1 日本動物保護管理協会の吸収合併の経過と対応報告の件

大森専務理事から、吸収合併手続の経過が説明された後、旧動管協事務・事業承継等に伴う事業執行体制の整備として、旧動管協職員（3人）の本会への受け入れと事務機能が移転・整備（事務分担）される一方、旧動管協事務室スペースの活用として、本会会議室スペースが拡充される（66m²から80m²）とともに、他団体との仕分け（日本獣医師政治連盟へ賃借：5m²）及び事務連携の強化（一般社団法人日本動物看護職協会へ賃借：9m²）等（他団体との契約関係締結による法人秩序の確保）がなされた旨が説明された。

2 職域別部会の委員会活動報告の件

(1) 職域別部会の部会委員会の開催状況等について、大森専務理事から、全体の運営状況が説明された後、部会長等である担当理事から次のとおり説明がなされた（産業動物臨床部会産業動物・家畜共済委員会は、穴見委員長、横尾副委員長が欠席のため、次回に報告を求めるとされた）。

(2) 学術部会の酒井部会長から、①獣医師生涯研修事

業運営委員会（佐々木伸雄委員長）では、第6回委員会を開催し、前回委員会で提起された、出口論の新しいアイデア、申告システム（手続き）の改善、認定証取得者の表彰及び社会への周知、カリキュラム内容等見直し、産業動物・公衆衛生分野の獣医師への課題（事業所内研修以外）等の検討の必要性が確認され、今回は、認定証取得者に副賞として贈呈するバッジ及びステッカー等のデザイン案を提出することとされた。次に小動物臨床部会の細井戸部会長から、②動物看護職制度在り方検討委員会については、認定斉一化検討小委員会及び統一カリキュラム策定検討小委員会の合同会議を開催し、山根会長から冒頭で、認定5団体による統一認定については関係者が一丸となって取り組む必要があり、統一試験は、認定団体の協力を得て進めるが、国家資格が最終目標であることを十分踏まえる必要がある旨の挨拶がなされた。小委員会の進め方については、動物看護職の現場に望まれる業務内容を特定し、必要な教育内容を決定、精査する試験があるべきで、目的が明確であれば教えやすく、周囲の理解も得やすい。まずは認定5団体で実施している現状の試験内容を精査し、水準等を検討した上で、全国的な統一試験の実現を最優先に目指すとともに、教育カリキュラムは、暫定的にその試験に合うものを策定することとされた。実施主体については、本会が仮に実施するとしても、動物医療業界の発展のために、既存の認定団体業界からの強い要望を受けて行うものであり、まず、業界団体で十分な合意を得たうえで、本会での議論に付すべきである等の意見が出された。スケジュールとしては、ワーキンググループにおける統一認定試験実施のための検討（実施主体、受験資格、出題内容・方式、実施方法と費用負担、採点・評価、資格付与と費用負担）及び本委員会への報告は、平成22年7月を目途に行い、平成25年2月に第1回統一認定試験を実施することとするが、その間のトライアルの実施方法等については、5団体、担当委員等からの意見を小委員会で検討、決定して進めることとされた。また、養成カリキュラムの統一は、農林水産省が動物看護師の行う獣医療行為の定義を明確にしないと、実技の必要性の範囲の検討は難しいとされた。なお、③学校飼育動物支援対策検討委員会（近藤信雄委員長）については、第2回委員会を開催し、報告書（案）について協議が行ったが、次回委員会において、報告書の最終案を検討する予定である。続いて、畜産・家畜衛生部会の榛葉理事から、④家畜衛生委員会では、前回に続き、公衆衛生委員会と合同で開催し、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等の多くの自治体において公務員獣医師が不足している現状に鑑み、各委員から、地元自治体における獣医学系大学生誘導の取り組み等が説明されたが、インターンシップ等に参加した学生が就職はしないという現状からも獣

医学教育の中で公務員獣医師の誘導ができるような制度が必要とされた。また、公務員獣医師の確保には処遇の改善が重要であるが、近年、自治体では初任給調整手当等の改善の取り組みがなされている。人と動物の共通感染症対策の連携の在り方については、鳥インフルエンザ等は連携が取られているが、食中毒の原因菌である、カンピロバクター、サルモネラ等の扱いは家畜衛生分野と公衆衛生分野で異なった認識があり、双方がすり合わせをする必要がある。BSE発生以降、食品衛生基本法の理念の下、目指す方向は同じであり、相互に理解を深めて取り組む必要があるとされた。今回は、担当委員から報告書の骨子を提出いただく予定である。補足して、公衆衛生部会の森田部会長から、公衆衛生担当者は、家畜伝染病予防法の知識がなく、家畜衛生担当者は、食品衛生法、感染症法の知識が少ない。今期、合同委員会とした意義からも、公衆衛生、家畜衛生と二分する時代ではなく、獣医学を必要とする行政として括り、対応することを提案すべきである。また、行政における獣医学を必要とする分野を獣医学教育に取り込む必要性とともに、人の健康を守る公衆衛生に生産現場はどのように協力すべきか。今後、報告書をまとめていきたい。さらに、職域総合部会の大森部会長から、⑤野生動物対策検討委員会（鈴木正嗣委員長）においては、第5回委員会を開催し、先程の「日本獣医師会・獣医師会活動指針」について検討するとともに、報告書取りまとめに向け、生物多様性保全にかかる観点、野生動物に関する社会的状況の変化と課題、感染症に係る課題、野生動物救護（リハビリ）に関する認識について検討した旨がそれぞれ報告された。

3 業務運営概況等の件

大森専務理事から、前回理事会以降（平成22年3月21日以降5月20日まで）の業務概況について説明が行われた。

【確認事項】

当面の主要会議等の開催計画

大森専務理事から、当面の主要会議等の説明が行われた。

【その他】

高橋理事から、埼玉県下で起きたペット葬儀業者が葬儀と火葬を請け負いながら、犬等の死体100頭以上を山林に投棄していた事件、県獣医師会としての対応について次のとおり説明がなされた。本件の対応について県当局に確認を求めたところ、農林部は担当が産業動物、保健医療部の生活衛生課は担当が狂犬病予防法、環境部では、死亡したペットはゴミとして取り扱い処理するというので、前向きな説明が得られなかった。この葬祭業者は、町会議員という社会的地位がありながら、詐欺的

行為を行った。例え死亡した動物であっても、命の尊さは変わらないと言うことを訴える必要があると思い、山根会長、大森専務理事等にも相談し、県当局に請願書を提出した。以後、議会等にも本件が取り上げられ、本県から解決の糸口が見つかることを期待していたところ、山根会長をはじめ、執行部でも環境省へ出向かれたと伺った。その結果、小沢鋭仁環境相は、全国で500～700社もあるとみられる葬祭業界の現状において、悪質な業者を直接取り締まる法整備は必要だと判断、検討の結果、登録制導入で対応するとされ、これまでに主に生きている動物を対象としていた動物愛護管理法で動物の死体の適切な扱い方を規制すると発言された旨の新聞報

道がなされた。今後、このような課題は地方獣医師会と日本獣医師会が連携し、相互に力を合わせ対応し、解決に導く必要があると考える。補足して、大森専務理事から、環境大臣は、今の動物愛護管理法に基づく取扱業の一形態として取り入れたいという意向は示されたが、動物愛護管理法の対象はあくまでも生きた動物であり、種々制約はあるが、同法は、施行5年を迎え見直しの年でもあり、業者の登録制のあり方という方向で議論が進むものと考えている。さらに山根会長から、本問題は制度的課題であり、地道な運動を展開することにより、このような命の尊さが守られていくものと思われる旨それぞれ説明された。